



# 島根県報

令和4年5月20日（金）

号外第54号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

# 告 示

## 島根県告示第422号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	三隅井野長浜線	浜田市三隅町三隅1355番地先から同1537番7地先まで	前	A	4.03～12.50	303.78	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ
		浜田市三隅町三隅1099番1地先から同1537番7地先まで		B	8.54～70.34		
		浜田市三隅町三隅1355番地先から同1537番7地先まで	後	A	4.03～12.50	303.78	
		浜田市三隅町三隅1099番1地先から同1537番7地先まで		B	8.54～70.34		

## 島根県告示第423号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	191号	益田市美都町字津川イ763番2地先から同番1地先まで	メートル 87.70	令和4年5月20日	益田県土整備事務所	
〃	〃	益田市美都町字津川イ753番2地先から同地先まで	135.00	令和4年5月20日		
〃	〃	益田市美都町字津川イ714番2地先から同地先まで	48.60	令和4年5月20日		
県道	美都澄川線	益田市匹見町澄川イ1879番1地先から同イ1874番1地先まで	160.00	令和4年5月20日		